

令和6年第2回
笠間市農業委員会総会会議録

令和6年2月28日 開会
令和6年2月28日 閉会

笠間市農業委員会

令和6年笠間市農業委員会第2回定例総会

[令和6年2月28日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
 - 日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第8 議案第6号 現況証明願について
 - 日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第10 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
 - 日程第11 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
 - 日程第12 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第13 報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- 日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第6号 現況証明願について
- 日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
- 日程第11 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ

る農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

日程第12 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第13 報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

出席委員

2番	高野尚夫君	12番	長谷川隆君
3番	青木勝照君	13番	山口忠栄君
4番	石川馨君	14番	小沼祐君
5番	伊藤孝洋君	15番	込山祐一君
6番	柳橋泰君	16番	大槇正義君
7番	入江保夫君	17番	佐藤清章君
9番	國谷博隆君	18番	田山悦子君
10番	菅井亘君	19番	永田良夫君
11番	鶴田英樹君		

欠席委員

1番	埴博光君	8番	長谷川愛子君
----	------	----	--------

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋猛君
農業委員会事務局長補佐	菅谷清二君
農業委員会事務局主幹	三次登君

午後1時33分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） ただいまから令和6年第2回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員17名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により11番鶴田英樹委員、並びに12番長

谷川 隆委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の7及び8について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号7番、8番、関連していますので、併せて御報告をいたします。

去る2月26日、指名調査委員と申請人及び代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。譲渡人は電話にて確認をしております。申請地、申請内容については、議案書のとおりであります。

現地は、国道50号線沿いのイトウ家具センター北側の水田の一角です。申請事由については、譲渡人は、相続で受けた水田であり、耕作ができないということであり、その水田については以前より譲受人の方が借入れをして耕作をしておりましたので、そのまま譲渡をし、耕作をしてもらうということでありました。譲受人については、従事者が2人、農機具についてはトラクター3台、乾燥機2台、コンバイン1台、もみすり機1台、田植機1台、軽トラ2台で水田を栽培しております。

以上の結果より、間違いなく譲渡地については水田を耕作するものと思われまので、御審議のほどをよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の9について、議席番号7番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 申請番号9番について、御説明いたします。

調査の内容については、この議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、国道50号線滝川交差点から6キロメートルほど北に入りまして、鹿島神社の北側を2キロメートルほど進んだ田畑です。譲渡人は遠方住まいで、また高齢ということで農作業が難しく、譲受人は親戚の方で、譲渡して農作業をお願いすることになってお

ります。

この場所は5筆ですが、ちょっと離れたところがございますが、譲受人は専業農家で農機具等一式そろっております。問題なく作業ができると思います。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の10及び11について、議席番号7番、16番委員より調査報告願います。

○16番（大橋正義君） 10について、報告します。

2月20日、調査委員2名と申請人にて現地調査をしてきました。申請内容は議案書のとおりで、権利関係は売買による所有権移転です。

場所は、県道109号線を本戸神社から西へ300メートルくらい行った土地改良の脇の緩やかな斜面でした。譲渡人は高齢のため、耕作できないから売却したい。譲受人は、桜川の農業法人ではありますが、本戸地区鍛冶屋の転作作物を生産委託されており、規模拡大をしたいとのことです。

取得後は麦を生産するとのことです。農業機械、技術、労働力なども問題ないと思いますので、よろしく願います。

続きまして、番号11について報告します。

2月20日、調査委員2名と申請人にて現地を調査してきました。申請内容は議案書のとおりで、権利関係は売買による所有権移転です。

場所は、本戸の泰榮電器工場の南側に300メートルくらい行ったところで、申請人住居のすぐ隣でした。申請理由としては、4年前から賃借している家を購入するのに付随している農地を取得するとのことです。譲渡人は、相手の要望に応じるためとしています。

取得後は、メキャベツとかピーマンを栽培する予定です。農業機械、技術、労働力ともに特に問題ないと見てきましたので、よろしく願います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の12及び13について、議席番号2番、9番委員より調査報告願います。

○9番（國谷博隆君） 申請番号12番につきまして、調査の結果を報告します。

2月24日午前8時半より、指名調査委員2名と受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容については、議案書のとおりでございます。

申請場所は、国道50号線滝川交差点から北のほうへ200メートルくらい行った左側の畑です。譲受人は、自分の畑の隣接なので、野菜を作るということで購入したいと。譲渡人は、高齢により耕作が困難になったので、譲受人の要望に応えたいということでした。

譲受人はイチゴの専業農家で、農機具等もそろっており、規模拡大を図りたいということです。書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、申請番号13番、これにつきましては、同じく2月24日9時30分より、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地調査を行いました。

申請場所は、小原地区の集落排水施設から、北のほうへ200メートルぐらい行ったところの田んぼと畑の2か所です。これは親が高齢により農業ができないということで、息子に譲渡をするということの内容です。

既に、田んぼは水田を作っています。それから、畑は栗が植わってしまっていて、今後も栗を拡大するというようなことをございます。息子の方は、それぞれ農業もやっておりますし、機械も整っておりますので、今後は規模拡大をして農業を続けたいということのございます。この内容は親からの譲渡でございます。書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の14について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号14番につきまして、調査の結果を報告いたします。

2月23日に、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。関係者につきましては、電話で確認をしております。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、大洗友部線、常磐線隧道より東へ150メートル辺りのところであります。申請理由につきましては、農機具もなく、勤めをしているため耕作ができないので、売買にて、いどこに譲渡するというものであります。譲受人は、要望に応じるものであります。

取得後、稲作を予定しており、農機具の所有もあり、耕作を目的とした売買でありますので、許可相当であると見てまいりました。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の15について、議席番号11番、17番委員より調査報告を願います。

○11番（鶴田英樹君） 議案番号15番について、調査の結果を報告いたします。

2月23日、指名調査委員2名、譲受人、渡人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、常磐線大古山踏切を西に100メートルほど行った、譲受人自宅の脇のところにあります。譲受人申請理由は、自家消費する野菜を耕作したいとのことです。譲渡人は、要望に答え、贈与するとのことです。2人の関係は兄弟になります。

取得後の申請地利用計画は、耕作を目的とした所有権移転であり、機械、労働力についても適正と認められます。また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の16及び17について、議席番号4番、11番委員より調査報告願います。

○11番（鶴田英樹君） 議案番号16番、17番について、続けて調査の結果を報告します。

まず、16番について、2月23日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。代理人、譲渡人については、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、北川根郵便局を西に200メートルぐらい、南に100メートルほど入ったところにありました。譲渡人申請理由は、耕作できないので、隣接の耕作者に贈与することです。譲受人申請理由は、要望に応え、規模拡大を図るためです。

取得後の申請地利用計画は、耕作を目的とした所有権移転であり、機械、労働力についても完備されており、適正と認められます。また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、17番について、調査の結果を報告します。

2月23日、指名調査委員2名、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は4か所になります。まず、1か所目は、県道30号線住吉交差点を西に進み、北関東道の陸橋の南側の水田。2か所目、3か所目は、この水田の南側250メートルほど行った涸沼川沿いの畑。4か所目が、1か所目の水田から北関東道を超えて200メートルほど行ったところですが、譲受人申請理由は農業規模拡大を図るため、譲渡人申請理由は要望に応えたいとのことでした。

取得後の申請地利用計画は、耕作を目的とした所有権移転であり、機械、労働力についても完備されており、許可相当と判断されます。なお、長年耕作されていない荒地のため、取得後、速やかに耕作してくださいと伝えてまいりました。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の18及び19について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 18番、19番、続けて発表したいと思います。

番号18番について、調査結果を報告します。

2月26日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、国道355号線平沢ガソリンスタンドから西に2.5キロ、南に700メートルの場所です。譲受人の申請理由は、自家用野菜の栽培を行いたいということです。譲渡人の申請理由は、高齢のため耕作が難しいため、贈与するということです。

農機具について、トラクター、軽自動車を保有しています。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、番号19について、調査結果を報告します。

2月23日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、国道355号線平沢ガソリンスタンドから北に1キロ、西に200メートルの場所です。譲受人の申請理由は、栗加工の企業を経営しており、栗栽培を含めた見地を高めるためということでした。譲渡人の申請理由は、譲受人の申出に賛同したため、売り渡すということです。

農機具について、トラクター、草刈り機、軽自動車を保有しています。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の20について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○14番（小沼 祐君） 申請番号20につきまして、調査結果を報告いたします。

2月19日9時より、指名調査委員2名と推進委員2名と代理人、譲受人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、常磐道岩間インター入り口を西へ200メートル進み、左折して500メートル先の右側です。譲受人の申請事由は、規模拡大を図るため。譲渡人の申請事由は、病気により体を崩しており、今後、農業後継者もなく、思うように耕作ができず荒らしてしまうので、譲り渡すことにしたということです。なお、この畑につきましては、堆肥作りをしているので、今後堆肥を置くそうです。

兼業農家ではありますが、農機具も一式取りそろえております。このほか関係書類につきましても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の7から20につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第1号、番号15について審議いたします。審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後 1 時 5 5 分休憩

午後 1 時 5 5 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第 1 号、番号15について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 1 号の番号15は、原案どおり決定されました。

それでは、4 番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 1 時 5 6 分休憩

午後 1 時 5 6 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第 1 号の 1 件を除く13件について、審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第 1 号の 1 件を除く13件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第 1 号の 1 件を除く13件について、原案どおり決定されました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 4、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の 1 について、議席番号 7 番、10 番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 申請番号1につきまして、御報告いたします。

2月20日、指名調査委員全員と届出代理人の立会いの下、現地を調査してまいりました。申請場所、申請人等は、議案書のとおりです。

現地場所は、国道50号線石井交差点を宇都宮方面に進み、片庭信号機から100メートル進んだ右側の台地のところですか。権利目的、理由は、営農側太陽光発電施設に対する一時転用です。

本申請は、令和3年1月に許可を得ており、今回、引き続き許可を得るための申請です。しかし、一時転用終了月日が令和6年1月31日までの許可を得ていましたので、今回2月の申請に対し、始末書が提出されています。

この営農型太陽光発電の下には、イタリアンライグラスという飼料作物を作付しており、栽培していることを確認してまいりました。詳細を述べますと、10月に播種した後、収穫は6月と8月の2回実施しています。収穫物は、茨城町の酪農農家へ供給しています。資金面の調達についても、新たに必要な資金がないこと、周囲への作物等の影響もないことから、許可相当と判断されます。御審議をお願いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号7番、16番委員より調査報告願います。

○16番（大橋正義君） 番号2について、報告します。

2月20日、調査委員2名と申請代理人と現地を調査してきました。申請内容は、議案書のとおりです。

場所は、県道109号線の笠間鉄工所を東に500メートルくらい行ったところでした。申請理由は、現在、母屋と以前店舗としていた建物を改装した離れに分かれて生活しているため不便であり、また建物が老朽化しており、家族と一緒に生活できる住宅を建設したいということです。

周辺状況ですが、北側が畑、南側が宅地、東側が畑、西側が道路です。上水は市の水道、汚水、雑排水は浄化槽経由の市道側溝への放流、雨水は敷地内浸透です。周辺影響も特に問題なく、書類等もそろっており、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より、農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の1につきましては、農業振興地域内の農用地となります。

番号の2につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号17番、18番委員より調査報告願います。

○17番（佐藤清章君） 番号1について、調査の結果を報告いたします。

2月20日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。代理人とは、電話により確認いたしました。届出人、届出地につきましては、議案書に記載のとおりです。

届出地は、県道友部停車場線のこころの医療センター西交差点を、西へ450メートルほど進んだ左側です。変更の理由は、工事内容に追加工事が発生し、工期が延長したためとしております。

申請人は、令和3年9月28日付農地法第5条の規定による許可を受けた転用期間を、2か月間延長し、令和6年5月31日までに計画を変更したいとしております。

引き続き浄水場更新工事の仮設事務所及び駐車場として利用するため、周辺農地に影響はなく問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号1につきまして、調査の結果を御報告いたします。

2月20日、指名調査委員2名にて、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、ともべ保育所西側の市道に面した一角になります。本件は、令和5年12月26日付で許可を得たものですが、権利設定を当初の使用貸借から贈与に変更したいという事由で、取消し申請となっております。

自己住宅を建設するという計画、内容等々に変更はなく、なお、この後の5条8番として新たに申請が出されております。関係書類等につきましても問題はなく、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可の取消願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の6について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号6につきまして、調査の結果を報告いたします。

2月26日7時30分頃より、指名調査委員2名で調査をしてまいりました。譲渡人については、老人ホームにいるということで立会いはできませんでした。また、譲受人の建設会社は東京ということで、電話での確認となりました。申請地、申請目的については、議案

書のとおりとなっております。

現地は、イオン笠間店の近くの大池公園西側の赤坂団地の一角であります。ここは既に団地化されているところであります。東側が道路、西側が宅地、南側が道路、北側が住宅となっております。譲受人は、住宅街で最も適しており、2棟の建て売りを予定しているということでもあります。また、譲渡人については、老齢であり、資産の売却をしたいということでもあります。

取水は公共水道、雑排水は公共下水道、そのほか雨水は敷地内の自然浸透ということでもあります。近隣は住宅地ということであるので、日照と通風、騒音等の影響はないものと見てまいりました。資金計画については、自己資金ということでございます。権利関係は売買ということでありました。

以上の調査結果から、許可相当と判断しますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の7について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 申請番号7につきまして、御報告いたします。

2月23日、指名調査委員全員、推進委員及び代理人立会いの下、現地を確認してまいりました。申請場所、譲渡人、譲受人の住所氏名は、議案書のとおりです。なお、譲受人、譲渡人は親子関係で、親と同居をしており、今回、手狭なために、子供の譲受人が家を造るということです。転用目的は自己住宅、権利の移転は使用貸借です。

現地場所は、稲田にある筑波銀行稲田支店の北側のほうです。隣接地の状況は、東、北側は宅地、西側は畑、南側は公道で、日照、通風に関しては問題はないと判断しました。取水は上水道を利用、排水は合併処理浄化槽を設置し、汚水、雑排水は、処理した後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透の計画です。

本申請には、始末書が2件提出されています。1件は、譲渡人、親が住んでいる土地は道路に隣接していないため、今回、申請地の一部を道路として使用していること。2件目は、無断転用で既に住宅建築が着工しているとのことです。早期建築をした理由としては、申請者から早期引渡しを要請されたため、施工者が着工したためです。

このようなことから、議長、暫時休憩をお願いしたいと思います。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時12分休憩

午後2時48分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

番号の8及び9について、議席番号17番、18番委員より調査報告願います。

○18番（田山悦子君） 番号8につきまして、調査の結果を御報告いたします。

本申請につきましては、さきの取消し案件からの関連申請でございます。

2月20日に、指名調査委員2名にて、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

譲受人の事由は、将来において、市内に住む両親の介護をするための自己住宅を設けたいとしております。譲渡人の事由は、御本人の要請により生前贈与をしたいとのことです。権利移転の内容は、贈与でございます。資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、西側、北側は公道で、東側、南側は畑となっておりますが、譲渡人所有の休耕地であり、何ら問題ないものと見てまいりました。取水につきましては公共上水道を利用し、汚水、雑排水につきましては公共下水道を利用するとし、また雨水につきましては敷地内自然浸透としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 17番。

○17番（佐藤清章君） 調査番号9について、調査の結果を報告いたします。

2月20日に、指名調査委員2名と代理人立会いで、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭町のタカタ石材グラウンドの交差点を南へ150メートル進み、左へ100メートル行った左側です。譲受人の申請理由は、現在両親のところに同居しているが、手狭になり、自己用住宅を持ちたいとしております。譲渡人の理由は、譲受人の要望に応じるためとしております。権利関係については、親子間での使用貸借でございます。

隣接地への状況は、東側、西側、北側が譲渡人の畑、南側が市道となっており、隣接地への日照、通風等に影響はないものと見てまいりました。給水については上水道、排水については、汚水は公共下水道、雨水は敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の10及び11について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○11番（鶴田英樹君） 10番、11番を続けて報告いたします。

まず、議案番号10番について、調査の結果を報告いたします。

2月23日、指名調査委員2名、譲渡人、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請地、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道30号線本田木材のある交差点を東に150メートルほど行ったところです。譲受人申請理由は、今現在、工場で使用する部品や加工する製品などを置く場所が飽和状態となっており、早急に速やかな倉庫が必要となった。また、来客用の駐車場がほとんどなく不便を強いられたことや、従業員駐車場も借地であり、土地の返還の可能性も出てき

たので、安定的に駐車場を確保する必要性が出てきたためです。譲渡人申請理由は、相続により取得した土地だが、農家でないため、農地として利用することができないため売却することとしたとのことです。

申請地の状況は、東側、宅地、公衆用道路、西側、宅地、山林、南側、宅地、山林、北側、宅地、畑です。日照、通風等に関しても影響はないものと見てまいりました。また、倉庫駐車場として使用するため、取水はありません。排水計画は、汚水、雑排水はありません。雨水は、雨水貯留浸透槽のオーバーフロー放流管から側溝に放流。その他関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、11番について調査の結果を報告いたします。

2月23日、指名調査委員2名、譲受人、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請地、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道30号線住吉交差点を南に150メートルぐらい、東に20メートルほど入ったところです。譲受人申請理由は、今回、息子夫婦が居住地の隣接地に持家を建てることとなり、駐車場がなくなったため、申請地に車庫を建設し、家庭野菜を作るといことです。譲渡人申請理由は、相手の要望に応じるとのことです。権利関係は、所有権移転となります。

申請地の状況は、東側は道路、西側は道路、南側は畑、北側は道路。また、取水は、車庫のため、ありません。雨水は敷地内浸透処理です。日照、通風等に関しても問題ないものと見てまいりました。その他関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の12について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○2番（高野尚夫君） 番号12について、調査の結果を報告いたします。

2月24日午前9時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、小原神社より東に内原方面へ向かい、600メートルほど行った左側の道路沿いにありました。申請理由は、贈与による所有権の移転です。譲受人の申請理由は、子供が成長し手狭となったので、自己用住宅を建築するといことです。譲渡人は、譲受人の希望に応じるといことです。

隣接状況は、東側、南側が畑、西側は宅地、北側が市道です。隣接地への日照、通風、耕作等への影響は、隣接地に影響が出ないように考慮した位置に建物を配置するといことです。取水は公共水道、排水は農業集落排水へ、雨水は敷地内処理です。関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の13について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号13につきまして、調査の結果を説明いたします。

2月26日、調査委員2名と推進委員により、譲受人と代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は使用貸借です。

申請地は、国道355号線を上郷交差点から北に200メートルほどの信号交差点を右折し、東に500メートル進んだところを左折し、北に150メートルの集落内のところす。譲受人の申請事由は、3年前に一時転用の許可を受け、墓地駐車場の整備を行い、組合員等から春秋の彼岸やお盆等の墓参りに駐車場の心配をせずに参拝ができると喜ばれ、引き続き利用するというものです。譲渡人の申請事由は、引き続き駐車場として土地を提供するというものです。

なお、本案件については、3年間の一時転用期間を過ぎて再申請せずに使用していることから、始末書が添付されており、現況は砂利敷きにより整備されています。

取水、排水計画はありません。雨水は、敷地内浸透処理です。周辺状況は、東側は宅地、西側は道路、南側は道路、北側は畑で、日照、通風等の周囲への影響はありません。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の14について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○14番（小沼 祐君） 申請番号14につきまして、調査結果を報告いたします。

2月20日9時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。権利関係は売買です。

申請地につきましては、常磐道岩間インター入り口を南へ30メートル行った左側です。譲受人の申請事由は、増加する茨城県内の工事を円滑にするため、当地に資材置場と駐車場を新たに設置するという事です。譲渡人の申請事由は、譲受人の要望に従うということです。

隣接状況は、東側は道路、西側は雑種地、南側は畑、田んぼ、北側は雑種地です。取水、排水は、なし。雨水は、雨水浸透貯留槽により敷地内処理です。隣接への日照関係、通風関係、耕作地への影響はないと見てまいりました。始末書も添付されています。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の11及び12につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の6、8及び14につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

6番。

○6番（柳橋 泰君） 申請番号14でちょっと確認なんですけれども、この譲渡人の関係なんですけど、この徳島県と千葉県のそれぞれ会社が農地を所有しているという状況になっていますが、こういうことってあり得るんですか。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局です。明確な日付等は説明できないんですけども、以前に5条の許可を取って土地を取得し、そのまま動かしていなかったと。事業の計画は立てたんですけども、事業実施に至らずにそのまま所有していたというような土地になります。

○議長（永田良夫君） よろしいですか。

登記簿を見てもらっていいですか。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） どちらも売買で所有権移転されています。

○議長（永田良夫君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） なければ、直ちにお諮りいたします。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号7は保留、その他の案件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は、番号7は保留、その他の案件は決定されました。

議案第6号 現況証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 現況証明願についてを議題といたします。

番号の2について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○5番（伊藤孝洋君） 番号2について、調査の結果を報告いたします。

2月26日午前8時より、調査委員2名と現地を調査してまいりました。申請地、申請内

容については、議案書のとおりであります。

現地は、県立笠間高校前のテニスコートの裏です。これは、令和5年4月28日付で届出の受領された資材置場転用の案件です。現地は、碎石等が敷かれて資材等が置かれているのを確認してまいりましたので、報告をいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号7番、10番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 番号3につきまして、御報告いたします。

2月20日に、指名調査委員と現地確認を行いました。場所、願出人の住所氏名等は議案書のとおりです。現況証明願は、地目変更登記の申請のためです。

現地場所は、国道50号線石井交差点から宇都宮方面に進み、片庭信号機を右折し、50メートル進んだ左にある工場の駐車場スペースの一部で、駐車場になっていることを確認しました。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号 現況証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

暫時休憩とします。

午後3時08分休憩

午後3時14分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条

第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、13ページから16ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が8件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が4件、賃貸借権の設定が4件となります。合計13筆、1万5,475平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書13ページから16ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、17ページから20ページになります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、中間管理事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が集積一括方式により中間管理権を設定し転貸するもので、利用権の設定が6件となります。

権利関係は、賃貸借権の設定が6件となります。合計13筆、2万6,190平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書17ページから20ページを御覧いただき、御

審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号は原案どおり決定されました。

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、21ページから22ページとなります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が4件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が3件となります。合計7筆、1万7,420平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書21ページから22ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第9号は原案どおり決定されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第12、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、23ページから32ページになります。

番号17は、道路買収による分筆のため、合意を解約するものです。

番号18は、農地集約のため合意を解約するものです。

24ページになります。

番号19は、耕作者が該当農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

25ページになります。

番号20は、耕作者が見つからないため、合意を解約するものです。

番号21は、農地集約のため合意を解約するものです。

26ページになります。

番号22は、耕作者が該当農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

番号23は、耕作者が見つからないため、合意を解約するものです。

27ページになります。

番号24は、道路買収による分筆のため、合意を解約するものです。

番号25は、耕作者が該当農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

29ページになります。

番号26は、該当農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

31ページになります。

番号27は、道路買収による分筆のため、合意を解約するものです。

32ページになります。

番号28は、耕作者が自作するため、合意を解約するものです。

番号29は、道路買収による分筆のため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第13、報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の13について、議席番号11番、17番委員より調査報告を願います。

○11番（鶴田英樹君） 番号13番について、調査の結果を報告いたします。

2月23日、指名調査委員2名、申請人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請地、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請地は、国道305号線、南小泉に入るY字路のそば屋さんとホテルの間であります。申請理由は、低地を解消し冠水を防止するとのことです。届出地は、道路からも落差があり、雨水なども入るようです。

この改良によって、周りには影響はないものと見てまいりました。完了後は粟を栽培するとのことです。そのほか関係書類についても完備されており、何ら問題ないと見てまいりましたので、御報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和6年第2回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時25分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

11番 委 員

12番 委 員